重点手続に関する業務プロセス改革計画(当初計画)の実施状況(平成 23~24 年度)

							T	府省名:法務省
手続分野名	登記関係	手続				計画策定年月日	平成 24 年 5 月	123日
主な手続名と 手続数		記の申請、不動産登記に係る登 こ係る登記事項証明書の交付請		等の交付	請求等、商業登記(株式会社)	の申請、商業・法人登	記に係る登記事	項証明書等の交付請求等、成年
1 成果指標	・日煙							
区分		業務プロも	ス改革計画	(当初計画	 到)で定められた事項			目標等の見直しについて
		成果指標	基準値(現		目標(達成時期等)	進捗状況	(年度)	(当初計画改定事項)
①国民の利 便 関する指標	性向上に	オンライン申請に要する時間 (利用者がオンライン申請(情報入力)に要する平均的な時間)	登記関係手成の申請(請求)は一個では、中間が一個では、中間が一個では、中間が一個では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間) 内容に (請求) 要する こと 時 で あ 田難であ	平成23年2月から運用を開発 登記・供託オンライン申請シス 提供する申請用総合ソフトはの意見等を募集士及び出書士会 田本の団体である日本書士会 の意見・変望をは、日可能と付与的である。間365日可能とする。 を24時間365日可能と付与のである。間365日可能と付与のである時間365日可能と付与のである。 複数の申請データのできる向上を を24時間365日可能と付与能に を24時間365日可能と付与に である。今後も、明き続まず 等、いる。今後も、明き続まず) たている。今後も、明さに 意見を取り入れ、申請(請求) 入れに要する時間の効率化に努	デムで 広く国 たる利 屋調査 連合会 らした しの作成 はか、 操作を 別図って 用者の も、利 と、申請(請求) する時間の効率化 との作成 はか、 操作を 別図って 用者の したの にある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	取組事項等の③ 能改善を行うな 情報の入力に要	なし。
		オンライン申請に係る利用者 の満足度	満足度76% 2年度)	(平成 2	いりたい。 基準値(現状)以上の満足度 とする(平成25年度)	を目標 上記のように, を取り入れ,利用 上に努めている。		なし。
②行政運営の 関する指標	効率化に	業務処理に要する行政コスト に関するもの(オンライン申請 の受付1件当たりの整備経費 と運用経費の状況)	1件当たり:2 成23年7月	,	オンライン申請1件当たりの経費と運用経費の状況について、値(現状)よりも減少することでとする(平成25年度)	,基準 加を図るとともに	費と運用経費を	なし。
		業務処理に要する時間や業務 量に関するもの(申請1件当た りの受付・処理に要する平均的 な職員数)	1件当たり: 0067人(年7月現在)		申請1件当たりの受付・処理(る平均的な職員数について,基づ (現状)よりも減少させることを とする(平成25年度)	準値 加を図るとともに 理体制を見直すな	どして,業務処	なし。
③国民の利便 行政運営の効 指標		磁気媒体,データ連携等を含む オンライン利用率(インターネット等を通じて申請等を行っ た件数,総申請件数等に対する 割合)		(平成22	a/ /= b t- th	平成23年度には,67.69%	こおける利用率 である。	なし。
④その他								
2 取組事項等	ī				l	<u> </u>		
事	項	 業務プロセス改革計画(当初計画 た事項	(1) で定められ	取組	平成 23~24 年度における	る実施状況 取組を進める上での課題 いない場合、その原因 者等の意見・要望等		取組事項の見直しについて (当初計画改定事項)
①手続の必要性 ②申請に必要が 減・簡素化		不動産登記令第9条,第11条,不動産登記規則第36条,第37条,第44条により,一部の添付情報の提供を省略することができることとしている(継続)。 【商業登記(株式会社)の申請】商業登記法第54条第2項第2号,第55条第1項第3号,第80条第5号,商業登記規則第37条,第103条第2項等により,一部の添付書面の提出を省略することができることとしている(継続)。 【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】登記所間において情報共有を行うことにより,添付情報(添付書面)の提供(提出)を省略することについて,問題点の洗い出しとその対応策の検討をしている(継続)。		登よと【 5登よと【式 省る略登と不記りが商商条記りが不会添略会や記ものが不会添略会や記もので、	登記の申請】 登記令第9条,第11条,不動産第36条,第37条,第44条にこの条36条,第37条,第44条にこるに持ている(継続実施の添付情報の提供を経続実施であることとしている(継続実施の申請】 記法第54条第2項第2号,第5項第3号,第80条第5号,項第37条,第103条第第2号,項第37条,第103条第10世紀表表的表示。 第37条,第103条第2号,項等に立る。 第37条,第103条第2号,項等に立る。 第37条,第103条第2号,項等に立る。ととしている(継続実施では、経過、表別の申請】及び【商業登記の申請】及び【商業登記の申請】及び【商業登記の申請】の提供(提出)のは、任表の申請】のの提供(提出)の申請】の申請】のの提供(提出)の申請】の申請といるととなるには、の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請における会社が表別の申請におけるところの申請といるところの申請といるといるといるとといるを表別の申請を表別の申請によりの表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の			なし。
③申請システュ	ムの使い勝	【共通】 ア 登記・供託オンライン申請シ 用総合ソフトについて, LAN 複数合ソフトについて, LAN 複数人で共同して申請信, 機 (平成24年度)。 イ 登記・供託オンライン申請シ記情報機(平がシステムの構築を5年度までに)。 ウ 登記・供託オンライン申請シ記情のがに行う (継託オンライについっぱ を記・供託オンラ目合とから、エ ブデスクに向があるこ置して対応を記・供託オンる間合とから、 エ ブデスクに向がある配置して対応がある。 登記・供託オンラ間を配置して対応続)。オ 登記・供託オンライン申請シ	環境諸・ 環境諸・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	申等請能途 びン定い びや伴 への時応請に求改)。登登にでる登登Wう登ル問間し用よ情善 記記備,(記記 e 検記プ合帯で	・供託オンライン申請システムの 総合ソフトについて、LAN環境 り複数人で共同して申請情報又は 報の作成が可能となるように、機 を行っている(平成24年度 ・供託オンライン申請システム 情報提供システムの 大変を行っているででは、 情報提供システムの構築を行って をでした。 ・供託オンライン申請システムの 情報提供システムでにり。 ・供託オンライン申請システム では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			なし。

	プデスクに寄せられた意見・要望等については、当該意見・要望等を分析の上、システムの改善の検討に活かしている(継続)	ヘルプデスクに寄せられた意見・要望等 については、当該意見・要望等を分析の 上、システムの改善の検討に活かしてい		
	【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付 請求等】	る (継続実施中)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】		
	不動産登記の登記事項証明書等の請求情報 の作成に必要な物件情報をダウンロードする ことができるオンライン登記情報検索サービ スについて、同一所在地番区域に限らず、検索 した結果を10件まで同一ファイル内に集約	不動産登記の登記事項証明書等の請求情報の作成に必要な物件情報をダウンロード		
	して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行う(平成24年度)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項	イル内に集約して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行っている(平成24年度末目途)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登		
	証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針 のうち、ウェブ上で請求できる仕組みについ ては、平成23年2月から運用を開始してい る登記・供託オンライン申請システムにおい	記事項証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方 針のうち、ウェブ上で請求できる仕組み については、平成23年2月から運用を 開始している登記・供託オンライン申請		
	て、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン請求を可能としており、これにより、格段の操作性の向上が図られている(継続)。 イ 登記情報提供システムについて、更なる機	システムにおいて、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン 請求を可能としており、これにより、格 段の操作性の向上が図られている(継続 実施中)。 イ 登記情報提供システムについて、更な		
	能向上を図るほか、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間の拡大を図る(平成24年度)。	る利便性の向上を図るため、法人登記情報のデータ量制限を緩和するとともに、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間を拡大することとした(平成24年度末までに)。		
④オンライン申請時における本人確認方法に係る 見直し等	【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う 場合に,登記義務者又は登記権利者の電子署名 を省略し,資格者代理人の電子署名で足りるも のとしている(継続)。 【商業登記(株式会社)の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う 場合に、申請人である会社等の代表者の電子署	【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている(継続実施中)。 【商業登記(株式会社)の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の	なし。	なし。
	名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りる ものとしている(継続)。	電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている(継続実施中)。		
⑤バックオフィス業務の 見直し	【不動産登記の申請】 オンライン申請に係る登記完了証の交付について、従前は電子データによる交付(ダウンロード)のみであったところ、平成23年6月から、登記所の窓口で書面の登記完了証の交付	について,従前は電子データによる交付(ダウンロード)のみであったところ,平成23年6月から,登記所の窓口で書面の登記	なし。	なし。
	を可能とする制度改正を実施した(継続)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付 請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項 証明書等の交付請求等】	付請求等】及び【商業・法人登記に係る登 記事項証明書等の交付請求等】		
	ア オンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、従前は郵送による交付のみであったところ、平成23年4月から、登記所の窓口で登記事項証明書等を受け取ることを可能とする制度改正を実施した(継続)。			
	イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証 明書等について、全国どこの登記所に対して も請求することができ、また、当該登記所で 受け取ることを可能としている(継続)。	イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、 当該登記所で受け取ることを可能としている(継続実施中)。		
	ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている(継続)。	ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている(継続実施中)。	b .)	h.)
⑥経済的インセンティブ の向上等 	【共通】 オンライン申請及びオンラインによる登記 事項証明書等の交付請求は、ペイジーによる電 子納付を可能としている(継続)。	【共通】 オンライン申請及びオンラインによる登 記事項証明書等の交付請求は、ペイジーに よる電子納付を可能としている(継続実施 中)。	なし。	なし。
	【不動産登記の申請】電子情報処理組織を使用して、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記(建物の所有権の保存の登記の申請にあっては、当該建物の表題登記の申請が電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。)の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する(継続)。	権の設定の登記(建物の所有権の保存の登 記の申請にあっては、当該建物の表題登記 の申請が電子情報処理組織を使用して行わ れたものに限る。)の申請を行った場合に		
	【商業登記(株式会社)の申請】 電子情報処理組織を使用して、株式会社の 設立の登記の申請を行った場合には、その登記 に係る登録免許税額からその100分の10 に相当する額(平成24年3月31日までは 4、000円、平成24年4月1日から平成2 5年3月31日までは3,000円を限度とす る。)を控除する(継続)。	(継続実施中)。 なお、本措置は、平成25年3月31日までとなる見込みである(「新たなオンライン利用に関する計画」Ⅲ7において、平成24年度までの措置とされているため)。 【商業登記(株式会社)の申請】電子情報処理組織を使用して、株式会社の設立の登記の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する(継続		
	【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 登記の申請の際に納付した登録免許税に過	実施中)。 なお、本措置は、平成25年3月31日までとなる見込みである(「新たなオンライン利用に関する計画」III7において、平成24年度までの措置とされているため)。 【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】		

ア オンライン利用拡大性動計画の系統力分 の					
		されるところ、平成21年6月から、申請代理 人に代理受領されたい旨の委任状の添付があ れば、当該申請代理人に対して還付手続が行う ことができるとされた(継続)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付	手続がされるところ、平成21年6月から、申請代理人に代理受領されたい旨の委任状の添付があれば、当該申請代理人に対して還付手続が行うことができるとされた(継続実施中)。 【不動産登記に係る登記事項証明書等の交		
		書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】 オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安	項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】 オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている(継続実施中)。		
### (登記又は商業・法人登記に係る登記事項証 明書等の登記所庁舎外での受取りを可能と する試行を開始した(平成24年10月か		
② 4 (48の 次年、中川寺の地南なと歌劇に対す。	⑦広報・普及啓発	ア ホームページによる案内のほか、登記所の 窓口において、オンライン申請(請求)制度 に関するリーフレット等を用意するなどし て制度の広報を行うことにより、オンライン	ア ホームページによる案内のほか、登記 所の窓口において、オンライン申請(請 求)制度に関するリーフレット等を用意 するなどして制度の広報を行うことによ り、オンライン申請の利用促進に努める	なし。	なし。
(イ 職員が窓口等においてオンライン申請 の利用勧奨を適切に行うことができるよ うに、研修の実施、手引書の配布などを 行い、職員に対する意識の向上に努める		
【商業登記(株式会社)の申請】 書面で登記の申請をする場合において、登記 すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による 提出に代えて、登記・供託オンライン申請シス テムを利用して、電子署名を要しないで事前に 登記すべき事項を送信する方法を平成23年 8月15日から導入している(継続)。 【商業登記(株式会社)の申請】 書面で登記の申請をする場合において、 登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体 による提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを利用して、電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する 方法を平成23年8月15日から導入している(継続)を ないで事前に登記すべき事項を送信する 方法を平成23年8月15日から導入している(継続実施中)。	⑧その他	ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち,①地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年1月に、また、②政府認証基盤(GPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年7月に実施した(継続)。 イ 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。 ウ 国の行政機関、地方公共団体に対して、オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。エ ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請(請求)制度に関するリーフレット等を用意する充実に努めている(継続)。【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。 【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会通りティの確保されている国専用のネットワークであるLGWANでのオンライン登記嘱託に対応するため、登記・日本コリティの確保されている国専用のネットワークである電が関WAN又は地方公共団体専用のネットワークであることの、登記・日本コリティの確保されている国専用のネットワークであるしている「単元のオンライン登記嘱託に対応するため、登記・日本コリティの確保されている国専用のネットワークである正のよりに対応するため、登記・日本コリティの確保されている国専用のネットワークである正のでのオンライン登記嘱託に対応するため、登記・日本記録に対応するため、登記・日本記録に対応するため、登記・日本記録に対応するとのでは、日本記録に対応するとのでは、日本記録に対応するに対応を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	【共通】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組基字 針のうち、①地方公共団体組織するシスに、 2 1年1月本 1月子、1年1月日子、1年1月日日、1年1月日子、1年1月日日、1年1月日子、1年1月日日、1年1月日		なし。
3 その他(検討体制・基本的考え方等共通事項の見直し(当初計画改定事項))		書面で登記の申請をする場合において、登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを利用して、電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する方法を平成23年	【商業登記(株式会社)の申請】 書面で登記の申請をする場合において、 登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体 による提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを利用して、電子署名を要 しないで事前に登記すべき事項を送信する 方法を平成23年8月15日から導入して		
	3 その他(検討体制・なし。	基本的考え方等共通事項の見直し(当初計画改定事			

(記載要領)

1 本表は、平成23年度及び平成24年度における業務プロセス改革計画(当初計画)の実施状況(取組の進捗状況等)を把握し、必要に応じ、改革計画の改定(取組事項・実施事項の見直し、成果指標・目標・達成時期の見直し等)に資するものである。「業務プロセス改革計画(当初計画)で定められた事項」は、当初計画の関係部分を転記すること。なお、平成24年度の実施状況に関しては、フォローアップの時点において把握している範囲内で記載すればよい。

改革計画の改定の観点(例)としては、①成果指標・目標が設定されていない又は不明確なものについては指標や目標の明確化、②成果指標の進捗状況や利用者等の意見・要望 等を踏まえた目標設定の見直し(上方・下方修正)、新たな成果指標・目標の設定等の追加、③取組事項の実施状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた取組事項の見直し(追加 や修正、実施時期の見直し等)、④その他制度・手続・システム等の見直し等に伴う取組事項等の追加・修正等が想定される。

- 2 「1 成果指標・目標」の「進捗状況(年度)」については、業務プロセス改革計画で設定された区分ごとの目標に照らして、どのような状況となっているか可能な限り定量的 に記載すること。同項の「目標等の見直しについて」は、実績値等を踏まえ、成果指標や目標を改定する必要がある場合には、その理由・背景事情、見直しの方向性等を記載す ること。また、当初計画で指標や目標を設定しておらず、今後設定することとしている手続については、設定の状況等を記載すること。
- 3 「2 取組事項等」の「平成23~24年度における実施状況」については、業務プロセス改革(当初計画)で定められた取組事項について、具体的にいつ、どのように実施しているか記載する。また、計画どおり取組が進んでいない場合、その原因・理由等を記載するほか、改革計画について利用者等から意見・要望があれば追記する。同項の「取組事項の見直し」については、進捗状況、利用者等からの意見・要望等を踏まえ、当初計画を改定する必要がある場合、その内容等を記載すること。

重点手続に関する業務プロセス改革計画(当初計画)の実施状況(平成 23~24 年度)

府省名:法務省

手続分野名 輸出入・済	港湾関係手続				計	 画策定年月日	5月23日
手続数	許可及び数次乗員上陸許可の申	申請、船舶の長	とによる乗	員名簿の提出等(2手続)			
1 成果指標・目標	atte mbs _ 0						
区分		1		i)で定められた事項 I		進捗状況(年度)	目標等の見直しについて
	成果指標	基準値 (3	現状)	目標(達成時期等)	· 	TA oo F F Loo La Al III da la	(当初計画改定事項)
①国氏の利便性向上に 関する指標	オンライン申請に係る満足度			約90%の利用率があり、特段の 等もないことから、現状の維持は ることとし、民間利用者との意見 の中で意見、要望を受けた場合は らを検討し、必要に応じてプロク の改善に資することにより国民の 性を向上させる。	に努め 見交換 はそれ ブラム	平成23年度における利用率は 員上陸許可及び数次乗員上陸 可は90.44%, 船舶の長による 員名簿の提出等は99.18%と い水準であり,特段の不満等も い。	利用率の水準を満足度の指標とし 基準値として「利用率 90%」を 定する。
	オンライン申請に要する時間	一(府省共通 において、申請等についた。 一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	湾関連の ては他省 用してい 当局のみ 間を算出	平成20年10月12日から運用を した府省共通ポータルは、港湾ト 続の簡素化・迅速化のため、関係 の共通入口として、利用者ID・ ワードの統一、申請画面・入力力 の統一、各システムからの情報投 ロの一元化、システム利用申込経 一元化を図り開発されたものであ 約90%の利用率があり、特段の 等もないことから、現状の維持は ることとし、利用者からの要望等 いては、NACCS 及び関係省庁への も含め検討する。	関係・万法県口の二等に 連省パ法県口の一番の一等に であるので等に であるので等に		なし(現状維持)。
②行政運営の効率化に 関する指標	オンライン申請1件当たりの 費用	75円(平成22	年度)	今後ともオンライン利用率の に努めることにより、現状の費用 果を下げることがないよう努める	対効 対	利用率は増加しており,費用対 開実は維持できている。	なし (現状維持)。
	事務処理時間	持参又は郵送 オンライン: 成20年10月の ポータルとの から現在まで 時間)	20秒(平 府省共通 連携開始	入力作業,許可書作成等に係るについては,すでに十分な削減かれ,適正な事務処理を維持しつの効率化を実現しているところ,も基本様式4に掲げる取り組みを持し,今後,利用者の要望や費用果等を踏まえ,継続的に検討する	時間さい事務会に維制対効	事務処理時間は維持できてい 。	なし (現状維持)。
③国民の利便性向上と 行政運営の効率化共通 指標	オンライン利用率	90.67% (乗員 及び数次乗員	上陸許可	オンライン利用率の維持に努め	うる。 <mark>許</mark>	平成 23 年度における乗員上陸 ・可及び数次乗員上陸許可は	なし (現状維持)。
		の申請) 98.7 の長による乗 提出等) (平成	員名簿の). 44%,船舶の長による乗員名 i.の提出等は 99. 18%である。	
④その他			員名簿の				
④その他2 取組事項等		の長による乗	員名簿の				
	業務プロセス改革計画(当初計i た事項	の長による乗提出等)(平成	議員名簿の 対 22 年度)	平成 23~24 年度における	実施状況取組を設でいない		取組事項の見直しについて (当初計画改定事項)
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し ②申請に必要な書類の削		の長による乗 提出等)(平成 動)で定められ より,1度の入 5手続の範囲を つ府省共通ポー	(東京の) (東京の	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ねる申請が行われており、年々利用傾向にあるところ、継続して府省タルとの連携を図っている。下記③申請システムの使い勝手ののとおり、電子申請における入港請及び乗員上陸許可申請の一括化	実施状況 取組を設 でいない 用者等の なし。	他の提出等は 99. 18%である。 進める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利	
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し②申請に必要な書類の削減・簡素化	た事項 一 府省共通ポータルとの連携に 力で一括して書類を提出できる 拡充している (平成 20 年 10 月 6	の長による乗 提出等)(平成 を で定められ はり、1度の入 の手続のの通。 の所省共通ポー 在継続中)。	は は な 電本共 向前に い の と の と の と の と の と の の の と の の の と の の の の の の の の の の の の の	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ねる申請が行われており、年々利用傾向にあるところ、継続しての連携を図ってのとい勝手ののとおり、電子申請における活とであり、それには、平成29年度にシステのとおり、そのとない、その場を関催し、いる。NACCSと官側との間しても乗員上陸許可とでも、その場を要望を把握している。NACCSと官側との間しても乗員上陸計可支援システムの改たのような、乗員上陸許可支援システムの改に乗員上陸許可申請の一括化が出	寒 放 状 な で お な な は で お な な と か な な と か な な と か な な し 。	進める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利 の意見・要望等	(当初計画改定事項) なし(現状維持)。
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し ②申請に必要な書類の削減・簡素化 ③申請システムの使い勝 ・簡素と ④オンライをでいる。 の向上等 ④オンス業務の見直しのでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別	一 府省共通ポータルとの連携に力で一括して書類を提出できる拡充している(平成20年10月0タルの運用開始から実施し、現 既存の民間利用者との意見をした要望の把握に努める(随時	の長による乗 提出等)(平成 提出等)(平成 を 力を の入を の大を の在継続中)。 を 換の場を 利用 実施)。	量 22 取	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ねる申請が行われており、年々利用傾向にあるところ、継続して府省タルとの連携を図っている。下記③申請システムの使い勝手ののとおり、電子申請における入港はしている。こかには、平成29年度にシステのとがであり、それにし、て定期的に対しては、平成29年度にシステカ者と会議を開催し、ている定期もらいれ、その場を利用して乗り上陸の場を利用して乗り上陸システムに係る要望を把握していある。、乗員上陸許可支援システムの改れ、その場を利用して乗り上陸がある。」、乗員上陸許可も乗り上でがある。	実施状をはいる。 「おおおいます」 「おおない。 「おおない。」 「おおない。 「おおない。」 「おおない。 「おおない。」 「おないい。」 「おないいまない。」 「おないい。」 「おないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	をの提出等は99.18%である。 他める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利 の意見・要望等 電子の意味が、 である。である。である。ではなる。 ではる人港前統の実現についた。では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(当初計画改定事項) なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(当初計画を維持しつつ,NACCとの連携を強化し,引き続き利用語のユーザビリティ向上のために活記課題の解決方法を明確にしたで、申請の一括化を図るかどうから検討を進める。)
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し ②申請に必要な書類の削減・簡素化 ③申請システムの使い勝システムの使い勝システムの使い勝りがある。 ③するし等 の向上等 ④オス業務の見直し ⑤経済的インセンティブ	一 府省共通ポータルとの連携に力で一括して書類を提出できる拡充している(平成20年10月0タルの運用開始から実施し、現 既存の民間利用者との意見をした要望の把握に努める(随時	の長による乗 提出等)(平成 提出等)(平成 を 力を の入を の大を の在継続中)。 を 換の場を 利用 実施)。	量 22 取	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ねる申請が行われており、年々利用傾向にあるところ、継続して府省タルとの連携を図っている。下記③申請システムの使い勝手ののとおり、電子申請における入港はしている。こかには、平成29年度にシステのとがであり、それにし、て定期的に対しては、平成29年度にシステカ者と会議を開催し、ている定期もらいれ、その場を利用して乗り上陸の場を利用して乗り上陸システムに係る要望を把握していある。、乗員上陸許可支援システムの改れ、その場を利用して乗り上陸がある。」、乗員上陸許可も乗り上でがある。	実施状をはいる。 「おおおいます」 「おおない。 「おおない。」 「おおない。 「おおない。」 「おおない。 「おおない。」 「おないい。」 「おないいまない。」 「おないい。」 「おないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	をの提出等は99.18%である。 進める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利 の意見・要望等 がらの改善前統一申請及びいた。 では、日本のでは	(当初計画改定事項) なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(当初計画を維持しつつ,NACCとの連携を強化し、引き続き利用のユーザビリティ向上のためにお記課題の解決方法を明確にしたで、申請の一括化を図るかどうから検討を進める。)
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し②申請に必要な書類の削減・簡素化 ③申請システムの使い勝	一府省共通ポータルとの連携に力で一括して書類を提出できる拡充している(平成20年10月0タルの運用開始から実施し、現のの運用開始から実施し、現既存の民間利用者との意見交した要望の把握に努める(随時のり、現在継続中)。 システムの運用開始から、研究ともあり、船舶代理店等の利にこともあり、船舶代理店等の利にこともあり、船舶であるへの周知は一定の効果が得られての周知は一定の効果が得られています。	の長に等) の提出等)ので定められ の提出等)ので定められ の提出等)ので定められ の関が、1のの共中のの囲が、2を動用で見るのを通いであるのを通いであるのを通いであるのを通いであるのを通いであるのを通いである。 を動用で見るのでは、1のででいるのであるのを通いである。 を動用で見るのでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1	量文2 本のでは過去というできます。 なのでは過去と続いているにのできます。 ないでは過去と続いているにのできます。 ないでは過去と続いているに要すが支沢に望請るできます。 ないでは過去と続いている というできます。 ないできます。 はいできます。 はいていている はいできます。 はいていている はいできます。 はいていている はいできます。 はいていている はいていていている はいていていている はいていていている はいていていている はいていている はいていていている はいていていている はいていていていている はいていていていていている はいていていていていている はいていていていている はいていていていていていていていていていている はいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ね 問題 により、概ね 問題 により、無続して の連携を図ったのところ、継続しての のとおりの ではいる。下のとおりの とおりの はいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおり、最近にもできる。これの のの の	実施状 ない	をの提出等は99.18%である。 他める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利 の意見・要望等 電子の意味が、 である。である。である。ではなる。 ではる人港前統の実現についた。では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(当初計画改定事項) なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(当初計画を維持しつつ,NACCとの連携を強化し,引き続き利用語のユーザビリティ向上のために活記課題の解決方法を明確にしたで、申請の一括化を図るかどうから検討を進める。)
2 取組事項等 事項 ①手続の必要性の見直し ②申請請案化 ③申請素化 ③申請システムの使い勝システムの使い勝・システムの使い勝・システムの使い勝・自直パースの使いよる見にある。 ⑤がまり、 ②は済的インセンティブの見を経済の見に報・普及啓発 ③その他	一府省共通ポータルとの連携に力で一括して書類を提出できる拡充している(平成20年10月6タルの運用開始から実施し、現のの運用開始から実施し、現既存の民間利用者との意見をした要望の把握に努める(随時である)現在継続中)。 一 一 手数料は無料である(手続開始り、現在継続中)。 システムの運用開始から、報話についるとの問題は一定の効果が得後といるにあるが、今後ときを維持及び向上させるといっているところであるが、ため、啓乳いく(ホームページ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についると、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるところであるが、ため、アルコージ掲載についるとの連携に対しているとの連携に対しているとの連携に対しているとの連携に対しているとの連携に対している。	の長に等)(で定められ)で定められ ようの在継に等)(で定められ)で定められ ようの在継に等)(で定められ) ようの在継に等)(で定められ) を動用で見いたのでで、やて職者用っていたのでで、やて職者用っていたのでは、 ないたいで、で、やて職者用っていたのでで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	量文記 「大学学院」では、「大学学院、「「大学学、「大学学院、「大学学、「大学学	事項の実施状況(実施時期) 通ポータルとの連携により、概ね 問題 により、概ね 問題 により、無続して の連携を図ったのところ、継続しての のとおりの ではいる。下のとおりの とおりの はいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおいては、平成 29 年度にシステのとおり、最近にもできる。これの のの の	実施状 ない	をの提出等は99.18%である。 他める上での課題(取組が進ん い場合、その原因・理由等)、利 の意見・要望等 電子の意味が、 である。である。である。ではなる。 ではる人港前統の実現についた。では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(当初計画改定事項) なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(現状維持)。 なし(当初計画を維持しつつ,NACとの連携を強化し、引き続き利用のユーザビリティ向上のために記課題の解決方法を明確にしたで、申請の一括化を図るかどうか検討を進める。)

(記載要領)

・ イ 本表は、平成 23 年度及び平成 24 年度における業務プロセス改革計画(当初計画)の実施状況(取組の進捗状況等)を把握し、必要に応じ、改革計画の改定(取組事項・実施事 項の見直し、成果指標・目標・達成時期の見直し等)に資するものである。「業務プロセス改革計画(当初計画)で定められた事項」は、当初計画の関係部分を転記すること。なお、平成24年度の実施状況に関しては、フォローアップの時点において把握している範囲内で記載すればよい。

改革計画の改定の観点(例)としては、①成果指標・目標が設定されていない又は不明確なものについては指標や目標の明確化、②成果指標の進捗状況や利用者等の意見・要望 等を踏まえた目標設定の見直し(上方・下方修正)、新たな成果指標・目標の設定等の追加、③取組事項の実施状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた取組事項の見直し(追加 や修正、実施時期の見直し等)、④その他制度・手続・システム等の見直し等に伴う取組事項等の追加・修正等が想定される。

- 2 「1 成果指標・目標」の「進捗状況(年度)」については、業務プロセス改革計画で設定された区分ごとの目標に照らして、どのような状況となっているか可能な限り定量的に記載すること。同項の「目標等の見直しについて」は、実績値等を踏まえ、成果指標や目標を改定する必要がある場合には、その理由・背景事情、見直しの方向性等を記載すること。また、当初計画で指標や目標を設定しておらず、今後設定することとしている手続については、設定の状況等を記載すること。
- 3 「2 取組事項等」の「平成23~24年度における実施状況」については、業務プロセス改革(当初計画)で定められた取組事項について、具体的にいつ、どのように実施しているか記載する。また、計画どおり取組が進んでいない場合、その原因・理由等を記載するほか、改革計画について利用者等から意見・要望があれば追記する。同項の「取組事項の見直し」については、進捗状況、利用者等からの意見・要望等を踏まえ、当初計画を改定する必要がある場合、その内容等を記載すること。